

1 特別支援学級の教育課程の充実

特別支援教育は、障がいのある生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

特別支援学級においては、生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮した教育活動を行う必要があります、**知的障がいのない生徒と知的障がいのある生徒では、教育課程が異なる**ことを理解し教育課程を編成・実施することが大切です。

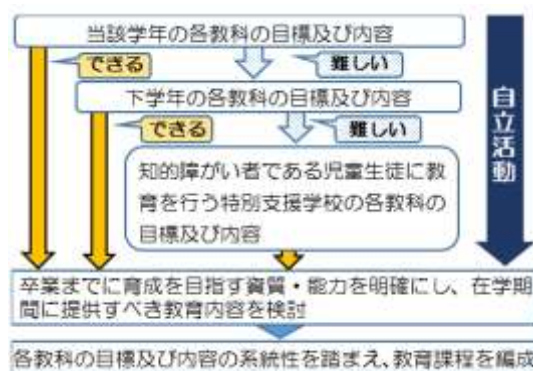
特別支援学級における特別の教育課程

◆ 特別支援学級の教育課程

特別支援学級は中学校等の学級の一つであり、学校教育法に定める中学校の目的や目標を達成する必要があります。

しかし、対象となる生徒の障がいの種類や程度等によっては、障がいのない生徒に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合があることから、「**特別の教育課程**によることができる」ことが学校教育法施行規則に規定されています。

中学校学習指導要領には、特別支援学級において実施する**特別の教育課程の編成に係る基本的な考え**方が新たに示されています。



◆ 自立活動

特別支援学級で取り入れることとなっている自立活動は、「個々の児童又は生徒が自立を目指し、障がい害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う」ことをねらいとしています。

自立活動には、「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」の**6つの区分に27項目**が設けられています。

指導に当たっては、各教科等のように、その全てを取り扱うものではなく、生徒一人一人の障がいの状態等の的確な把握に基づき、障がいによる学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するために**必要な項目を選定**して取り扱います。

そのため、生徒一人一人に自立活動の**個別の指導計画を作成し、それに基づいて指導**を展開する必要があります。

自立活動の指導は、生徒一人一人の障がいの状態等に応じて指導が行えるよう、各教科等のように授業時数が定められていません。

また、自立活動を週時程に位置付ける場合には、各教科等の授業時数の一部を充てる必要があります。

中学校学習指導要領 第1章総則 第4の2

(1) 障害のある生徒などへの指導 イ

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す**自立活動**を取り入れること。

(イ) 生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、**実態に応じた教育課程**を編成すること。

◆ 生徒の実態に応じた教育課程の編成

特別の教育課程を編成する場合においても、各教科、道徳科及び特別活動の内容に関する事項は、いずれの学校においても**取り扱うことが前提**となっています。

生徒の実態に応じた教育課程の編成

特別支援学級では、知的障がい、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴等のある生徒が学んでいます。「それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、**生きる力を身に付けているか**」という視点をもって教育課程を編成する必要があります。

◆ 知的障がいのない生徒の教育課程

知的障がいのない生徒には、当該学年の各教科の目標及び内容を取り扱うこととなりますが、個々の生徒によって学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意する必要があります。

学習指導要領解説の各教科等編には、新たに、個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫が示されています。

【国語科における「手立て」の例】

自分の立場以外の視点で考えたり他者の感情を理解したりするのが困難な場合

- ・行動の描写や会話文に含まれている気持ちがよく伝わってくる語句等に気付かせること
- ・心情の移り変わりが分かる文章の中のキーワードを示すこと
- ・心情の変化を図や矢印などで視覚的に分かるように示してから言葉で表現させること など

こうした各教科等における**手立て**や**合理的配慮の提供内容を個別の指導計画または個別の教育支援計画に明記**することにより、切れ目のない一貫した指導や支援につながります。

◆ 知的障がいのある生徒の教育課程

知的障がいのある生徒は、学習上の特性等から、実際の生活場面に即しながら、繰り返して学習することが効果的と言われています。そのため、特に必要があるときは、「各教科、道徳科、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる」こと（**各教科等を合わせた指導**）が、学校教育法施行規則に規定されており、従前から、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習などとして実践されています。

例えば、**生活単元学習**は、生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際の・総合的に学習するものです。

また、広範囲に各教科等の目標や内容を扱うことができます。

各学校では、生徒の知的障がいの状態等に応じ、学校行事に関わる内容や作業的な内容を取り入れるなどして、生活単元学習を展開します。

生徒一人一人の自立と社会参加を視野に入れ、各教科等において育成を目指す資質・能力を踏まえた指導目標を個別の指導計画に位置付け、指導することに留意する必要があります。

単元を通して生徒に**何が身に付いたか**という学習の成果を的確に捉えるなど、個別の指導計画の実施状況の評価と改善を教育課程の評価と改善につなげていくことが重要です。

◆ 交流及び共同学習の実施

「**交流及び共同学習**」は、障がいのない子どもが、障がいのある子どもと、その教育に対して、正しい理解と認識を深める絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ機会でもあります。

通常の学級と**交流及び共同学習**を実施する場合には、その**目的を双方の学級が明確**にするとともに、生徒一人一人の**障がいの状態に応じた指導目標や指導内容を関係者が共有**し、**計画的**に実施することが重要です。

単発のイベントやその場限りの活動ではなく、継続的な取組として年間計画に位置付けることが求められます。

また、個々の教職員の取組に任せるのではなく、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に取り組む態勢を整えることが大切です。